

ハーグ協定及びロカルノ協定加入の 国会承認を得るまで

意匠課長補佐 尾曲 幸輔

本稿では、第186回国会におけるハーグ協定及びロカルノ協定加入について国会承認を得るまでのプロセスを紹介いたします。

1. まえがき

本号発行日と同日の2015年5月13日、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（本稿では以降「ハーグ協定」と表記）が日本において運用開始となりました。筆者は、2013年9月から2014年5月までの9ヶ月間、外務省経済局知的財産室に在籍し意匠関係の2つの協定、つまりハーグ協定と意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（本稿では以降「ロカルノ協定」と表記）に携わってきました。

外務省在籍中の筆者の主なミッションは、「ハーグ協定及びロカルノ協定の加入について国会承認を得る」という極めて明快なものでした。両協定の加入の国会承認は2014年5月にされたわけですが、本稿では、それまでのプロセスについて時系列に沿って紹介させていただこうと思います。

本稿は、筆者の経験や解釈に基づく個人的見解であり、外務省や特許庁の見解を示すものではないことを予めお断りいたします。

2. 外務省経済局知的財産室

ハーグ協定やロカルノ協定はどちらも意匠に関する協定です。こうした専門的分野を扱う協定は、その専門分野を所管する特許庁又は経済産業省が主となって協定加入の国会承認を得ればいいのではないかと思われるかもしれませんが。しかし協定の加入に関してはそれがどんなに専門的な内容を有しようとして、一元的に外務省が国会承認を得ることになっています。これは、外務省設置法第四条に「条約その他の国際約束の締結に関すること。」が外務省のつ



かさどる事務として規定されていることによります。それゆえ内容の如何に関わらず、条約は一元的に外務省が取り扱うことになるのです。ハーグ協定（意匠の国際出願）、ロカルノ協定（意匠の国際分類）は、結果的に視聽覚的実演北京条約（著作権隣接権）、船舶バラスト水規制管理条約、南インド洋漁業協定と同日に国会提出をしたわけですが、これら各条約について、条約加入の国会承認を得ると同じミッションを背負った各省庁の担当者が外務省に籍を置きます。このようにして筆者は、2013年9月よりハーグ協定及びロカルノ協定の担当者として、外務省経済局知的財産室に赴任することになったのです。

外務省経済局知的財産室には、外務省員の他、各省からの条約担当者やその他経済条約に関する各国との交渉等を担当する民間人（研究者、大手メーカーや弁護士事務所からの出向）がおり、電話越しに様々な言語、英語はいうまでもなく、スペイン語、中国語、韓国語等が飛び交い、室員は頻りに他国との交渉のため海外出張で不在であった

り、審査官にとっては全く異質で多様性のある職場環境でした。

3. そもそもなぜ国会承認なのか

協定に加入するにあたり国会承認が必要というのは至極当然のことのように思えますが、そもそもなぜ国会承認が必要なのかという根本的な問から考えてみたいと思います。

国と国との約束だから、国会の承認が当然必要とも思えます。しかし実際のところは、国会の承認を経ずに各国の行政庁レベルで結ばれる国際約束(=条約等)もあり、これらは行政取極と呼ばれます。では国会承認が必要な国際約束とそうでないものを分ける基準はあるのでしょうか。これに関して実は明確な基準があり、「大平三原則」と呼ばれています。これは第72回国会の外務委員会における大平外務大臣(のちの大平首相)による答弁¹⁾に端を発するもので、次の3つのいずれかに該当する国際約束の加入については、国会承認を要するものとされています。

①法律事項を含む国際約束

「憲法第四十一条は、国会は国の唯一の立法機関である旨定めております。したがって、右の憲法の規定に基づく国会の立法権にかかわるような約束を内容として含む国際約束の締結には当然国会の承認が必要であります。」

②財政事項を含む国際約束

「憲法第八十五条は、「國費を支出し、又は國が債務を負推するには、國會の議決に基づくことを必要とする。」旨定めております。したがって右の憲法の規定に基づき、すでに予算または法律で認められている以上に財政支出義務を負う国際約束の締結には国会の承認が得られなくてはなりません。」

③国家間一般の基本的な関係を法的に規定するという意味において政治的に重要な国際約束

この原則に照らしてみると、ハーグ協定については、加入の担保として意匠法第60条の6等を改正したので①法律事項を含む国際約束に該当します。一方、ロカルノ協定については、加入に際して改正が必要な法律はありません。③の政治的に重要な国際約束のカテゴリーにも入らないので、②の財政事項を含む国際約束に該当するということになります。ロカルノ協定を見ると、第7条(4)(a)に

「各同盟国は(中略)年次分担金を支払う」との規定があります。これによって財政事項が生じ国会承認が必要な国際約束に該当することになるのです²⁾。

4. 内閣法制局

閣議に付される法律案や条約は、すべて内閣法制局の審査を経ることになります。条約の場合、内閣法制局での審査対象は主にその条約の解釈と和文です。ここで審査される和文はあくまで国会審議のための資料であって、原文(original text)はハーグ協定であれば、英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語(ハーグ協定第33条(1))、ロカルノ協定であれば英語及びフランス語(ロカルノ協定第14条(1)(a))となります。また、よく勘違いされるのですが、内閣法制局の審査を経た和文は公定訳(official text)とは呼ばれません。公定訳とは、WIPO事務局長が作成する上記以外の言語による訳文を指します(ハーグ協定第33条(2)、ロカルノ協定第14条(2))。

和文作成においては、まず原文(英語)の認証謄本をWIPOに請求し、これを基礎として和文案を作成し内閣法制局の参事官による審査を受けることになります。ハーグ協定及びロカルノ協定は、双方とも実体的な規定(ハーグ協定第1条から第18条まで、ロカルノ協定第1条から第4条まで)と管理的な規定(ハーグ協定第19条から第34条まで、ロカルノ協定第5条から第15条まで)から成っています。筆者は外務省出向中、特許庁で両協定の加入検討作業に加わっていましたが、主に実体的な規定のみを対象としており管理規定まで突っ込んだ検討をしていなかったもので、管理規定の解釈、和訳が大変だったと記憶しております。

和訳は単なる英文和訳ではなく、条文の理解に根ざし、その成立過程にも注意を払った上でないとできません。以降和訳作業にて得た知見をいくつかご紹介します。

①協定の名称、「ハーグ」なのか? 「ヘーグ」なのか?

条約の名称については、その条約が採択された外交会議が開催された場所の名を冠するのが慣例となっています。ハーグ協定の場合、オランダのハーグで1999年に開催された外交会議で、ロカルノ協定の場合、スイスのロカルノで1968年に開催された外交会議で採択されたので、それぞれハーグ協定、ロカルノ協定と呼ばれます。しかしハー

1) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/072/0110/main.html> 昭和49年2月20日 第5号

2) しかし実際は、ロカルノ協定に加入したからといって直ちに分担金の支払義務が生じるということはありません。なぜならば現在は、WIPOが管理する条約について、各条約の分担金ではなく、WIPOに対して一括した分担金を納めることになっており、日本はすでにこれを支払っているからです。

グ協定加入の検討経緯を過去から見てきた方の中には、本協定が「ヘーグ」と呼称されていたとご記憶の方も多いでしょう。

条約の名称の地名の読みは、原則現地語の発音にそるえるというプラクティスがあるようです。ヘーグは、その現地語であるオランダ語ではHaagであり、オランダ語の発音からすると「ハーグ」の方が近いのだと思います（筆者はオランダ語を読めませんので保証できませんが）。一方、英語ではHague（≒ヘーグ）となります。

つまり加入検討初期段階での呼称「ヘーグ協定ジュネーブアクト」では、「ヘーグ」は英語読み、「ジュネーブ」は現地語（仏語）読みとなっていたわけです。これに前述の現地語での発音の原則を適用すると「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」となります。英語での発音は（カタカナで無理矢理表記すると）、「ヘーグアグリーメントジュニーバアクト」となるので混同しないよう注意したいところです。

ところで、「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」という「協定」を2つ包含する名称に違和感を覚える方も多いかもしれません。「ジュネーブで改正されたハーグ協定」の方がなんとなく収まりよい響きがするのではないのでしょうか。しかし後者の訳にできなかったのは、この協定の構成に理由があります。

ハーグ協定は大きくは3回改正されており、その改正が累積されるのではなく改正のたびに別個の独立した改正協定が生まれるという構成になっています。したがって1934年のロンドン改正協定、1960年のハーグ改正協定、そして1999年のジュネーブ改正協定が並存³⁾することになります。日本がこのたび加入したのは、最新の改正協定であるジュネーブ改正協定ということになります。こうした背景を踏まえると、「ジュネーブで改正されたハーグ協定」では正確な訳出とは言えないので、agreementには「協定」、actには「改正協定」の語をあて現在の訳になっています。

②協定の内容的理解

協定の和文作成は、単に1つの英単語に1つの日本語を対応させるだけではありません。その単語が持つ意味内容によって英語と日本語が1対1対応しない場合もあります。例えばハーグ協定中のnotification（あるいはnotify）は、和文では「通告」（第5条（2）等）、「通知」（第11条（3）（i）等）、「通報」（第12条（2）（a）等）との複数の訳語をあてられております。このnotificationの場合、その語が意

味する対象を考慮した上で、適切な日本語を探しました。より具体的に言うと、その受信主体によって異なる日本語訳があてられています。受信主体が国際事務局長である場合（宣言事項等）は、「通告」、受信主体が出願人や名義人である場合は、「通知」、そして受信主体が国際事務局である場合（拒絶の通報等）は、「通報」という訳し分けがされています。

③協定成立の歴史的背景

協定を理解するには、その歴史的背景を知らなければなりません。これを調べるには協定が採択された外交会議の議事録⁴⁾が不可欠です。和文作成作業においては、各条文がなぜ成立したかを参照したうえで訳語を決めていかなければなりません。例えばハーグ協定では、contracting partyの訳語として「締約国」をあてています。contracting partyと英和辞典で引いてみると「契約当事者」といったような訳があてられるようですので一見飛躍した訳のように思われるかもしれませんが。一方、ひとつ昔の改正協定である1960年のハーグ改正協定中では、contracting statesという表現が使用されています。なぜ1999年のジュネーブ改正協定ではcontracting partyという異なる単語が採用されているのでしょうか。これは、1960年のハーグ改正協定と1999年のジュネーブ改正協定に加入できる国の違いを考えてみると分かります。ジュネーブ改正協定のもつ従来改正協定との大きな差は、政府間機関（例えばEU）でも加入できるという点にあります。この「政府間機関」という概念はstateという語ではカバーできないので、partyとなったということが分かります。当時（1996年）の専門家委員会における議論の記録⁵⁾を見ても、国と政府間機関が加入できることから、contracting partyの語を使用するとされています。ちなみにロカルノ協定に加入できるのは「国」（country）のみであって政府間機関の加入はできません。

筆者が担当したハーグ協定は1999年、ロカルノ協定は1968年に採択された大変古い協定であったので、過去の経緯を調べる際何度か困難に直面しました。特にロカルノ協定は、大変古くWIPOが設立される1970年以前の1968年に採択された協定であるので、管理規定に不明な個所が多くありました。さらに議事録中に管理規定部についての議論を発見したとしても、「他のWIPO管理条約と同じ」としか記載されていないことも多く、その場合その

3) ただし1934年のロンドン改正協定は2010年から新規加入が凍結されている。

4) http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=112

5) http://www.wipo.int/mdocsarchives/H_CE_VI_3/H_CE_VI_3_E.pdf パラグラフ1.11

他の条約の成立の議論がなされた外交会議資料をあたる等をしなければならなかったので、ハーグ、ロカルノ協定の外交会議録を確認すれば足りるというものではありませんでした。しかし、おかげでWIPOの前身組織であるBIRPIからのWIPO通史を少々ながら垣間見ることができました。特許庁図書館の閉架書庫のほこりをかぶった古い資料を手繰る作業は、まるで学究的作業のようでした。

5. 閣議決定、国会提出

内閣法制局の審査を通ると、国会提出に向け国会議員へのレクがはじまります。内閣法制局プロセスが法制局の場で何時間もかけて検討を重ねる条約のより深い理解をするいわば静的な作業だとすると、国会議員へのレクは、1日に何度も議員事務所や党本部等に出向いて協定の内容を説明するという動的な作業といえるでしょう。筆者にとって、議員会館、党本部、国会議事堂等の国政の舞台に足を踏み入れるという体験はこれまでになく、そこでテレビを賑わすような有名国会議員とすれ違ったりすることもあり貴重な経験ができたと同時に、ハーグ、ロカルノ協定も行政を越えいよいよ政治のステージに入ったのだと実感することができました。

筆者は、結果的にのべ30人ほどの国会議員のレクに同行しました。各議員のレクの事前には、本人のブログやTwitterをチェックして、今何にご関心かを確認するようにしていました。また、議員の地元を確認し当地で意匠に限らず知財関係のニュースがないかを頭に入れてからレクに臨むようにしていました。よく聞かれた質問としては、ずいぶん前にできた協定だが、なぜ今このタイミングで加入すべきなのか？ 他国（特に米国、中国）の加入状況はどうか？ といったものでした。これら質問に対しては、日本の出願人にとっての主な出願先国がハーグ協定加入しはじめている、もしくは加入検討を進めているので、協定ができた当初よりも加入のニーズが増している旨説明をしました。事実、筆者が外務省に赴任している最中に韓国がハーグ協定に加入書を寄託（2014年4月1日）（ロカルノ協定には2011年に加入済）、米国については2012年12月にハーグ協定の義務を履行するための国内改正法案に大統領署名がされ、ロシア、カナダは加入を検討しているという状況でした。こうした事実は、日本の協定加入の追い風となるので各主要国の最新情報は常にアップデートしていました。

他方、特に誤解されやすいのが、ハーグ協定を利用して意匠が国際事務局で登録されたとしてもそれが即各国で

権利となるわけではないという点でした。ハーグ協定を利用しての出願は、各指定国において出願効を得られるので、そのメリットはあくまで手続の統一化にある旨説明しました。

結果的に両協定加入について特段反対する議員はおらず、加入が日本全体としてはメリットになる旨御理解いただき無事に2014年3月11日閣議に付し国会へ提出することができました。

6. 国会審議

国会審議といえば、例の扇型の議場で行なわれる本会議を思い浮かべる方も多いかもしれませんが、実質的な審議は、各院の委員会で行なわれるのが通常です。条約の場合、衆議院は外務委員会、参議院は外交防衛委員会に付されて審議されることとなります。ここでの審議を経て本会議に付され最終的な決定がされることとなります。

各委員会では予め決められた議員が質問に立ちます。各担当者は各議員から質問の内容を聞き（いわゆる質問取り又は問取り）、それに対する答弁書の素案を作成することになります。この問取りの際に思い違いがあると、答弁もちぐはぐなものになってしまうので細心の注意を払ってヒアリングを行ないました。問取り後はすぐに答弁の素案の作成に取り掛かります。この作業は国会承認プロセスの中でも最も過酷なもののひとつだと思われそうですが、室員はじめ省内関係各位の協力のおかげで何とか答弁書をそろえることができました。

委員会当日の実際の答弁は外務省幹部が対応しますが、自らが答弁作成に関わった質問が出るたびに緊張し、無事に答弁を終えるたびに安堵し、の連続でした。答弁の際の外務省幹部は、決して自らの専門分野とは言えない知財という専門分野の協定について、正確に理解し的確に答弁されていたので敬服させられました。また参議院の外交防衛委員会では、某有名議員の「元気ですか？ 元気があれば〇〇もできる」の前口上ではじまる質問⁶⁾を眼前で聞けたこともよい思い出のひとつです。

7. 参議院本会議でのハプニング

2014年4月22日衆議院本会議の可決後、議案は参議院に渡され、参議院外交防衛委員会を経て、同年5月21日参議院本会議も同様に進むはずでした。ところが、会議は定刻を過ぎても始まる気配がありません。何が起こったのか情報を収集していくうちに、同会議の他の議案に関する

6) <http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php> 2014年5月20日

資料の不備が原因で野党側が質疑を拒否し本会議が散会したということが次第に明らかになってきました。あまりに想定外の出来事だったので以降どのような対応が必要なのか皆目見当がつきませんでした。結果的には国会承認を得られました。

なぜ本会議が流れたのに国会承認を得られたのか。ここで適用されたのが憲法の規定でした。「衆議院の優越」、筆者にとっては中学校で学んで以来耳にするフレーズでした。憲法第61条に準用する第60条第2項を読むと、参議院が衆議院の可決した条約を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは衆議院の議決を国会の議決とすることが規定されています。本章冒頭の衆・参本会議の日付に着目すると分かるようにその差は30日、つまり参議院本会議で審議可能な最終日の会議が流れたということになったのです。

こうした経緯で衆議院の本会議による承認時に得られたような達成感はなく、拍子抜けしたものの、協定加入の国会承認が得られました。ただ自分の関わる仕事に憲法が直接的に適用されるというのはおそらく今後ないと思われるので、稀有な経験ができたと考えればいいのかもかもしれません。ご参考までにウィキペディアによると、参議院が条約の承認の議決を行わず自然承認となったケース⁷⁾として過去23例(筆者閲覧時点)あるとされていますが、そのうちの2条約がハーグ協定とロカルノ協定ということになるわけですね。

8. おわりに

ここまで筆者の体験に基づいてハーグ、ロカルノ協定の国会承認の経緯を書かせていただきましたが、様々な側面を持つプロセスを担当者からの視点で一面から見ただけでは、どれほどの正確性があるかは保証できませんし、そもそも誤認等があるかもしれませんが、条約加入の国会承認を得るまでの過程について少しでもご理解いただけたら幸いです。

ハーグ協定は、本号の発行と同時に日本で発効することになったわけですが、これは意匠制度史において重要な節目となるはずですね。特許庁にとっては今後いかに円滑な運用を行なえるかが喫緊の課題となろうかと思えます。

最後に、ハーグ、ロカルノ加入国会承認のプロセスにおいて、外務省及び特許庁はじめ、本当に多くの方にお世話になりました。この場をお借りして御礼申し上げます。

profile

尾曲 幸輔 (おまがり こうすけ)

平成 15 年 4 月	特許庁入庁 (審査業務部産業機器)
平成 20 年 10 月	審査業務部意匠課企画調査班
平成 23 年 7 月	フィンランド・アールト大学客員研究員
平成 24 年 7 月	審査業務部意匠課意匠制度企画室
平成 25 年 9 月	外務省経済局知的財産室
平成 26 年 10 月	審査第一部意匠課意匠審査機械化企画調整室

7) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%87%AA%E7%84%B6%E6%88%90%E7%AB%8B>